

平成16年7月5日

## 主要国における酒類販売に係る諸規制の実態調査の概要

### 1 調査項目

別紙1「主要国における実態調査の調査項目（案）」のとおり

### 2 調査対象国等

(1) アメリカ方面（8月初旬から中旬、10日間程度）

- ・ アメリカ  
（ワシントン、ニューヨーク、サクラメント、サンフランシスコ）
- ・ カナダ（トロント）

(2) ヨーロッパ方面（8月下旬から9月上旬、10日間程度）

- ・ イギリス、フランス、ドイツ

### 3 調査の実施方法

懇談会のメンバー（各方面各2名の酒税課職員が同行）が、現地において、政府関係機関、業界団体・NPO等に対してヒアリングを実施するとともに、現地における店舗等の実態確認調査を行う。

(1) 派遣メンバー

① アメリカ方面

- ・ 岡本 勝（広島大学総合科学部教授）
- ・ 寺沢 利雄（財団法人流通経済研究所客員研究員）

② ヨーロッパ方面

- ・ 田中 利見（上智大学経済学部教授）
- ・ 山下 友信（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

(2) 調査対象機関

別紙2「調査対象機関一覧（案）」のとおり

### 4 その他

国税庁から海外に派遣されている長期出張者に対し、調査対象国（地域）以外の国々についても調査を依頼する。

（調査依頼先）

- ① アメリカ（全州）、カナダ（全州）
- ② イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、スウェーデン
- ③ 韓国、中国、香港、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン
- ④ オーストラリア、ニュージーランド

（以上）

## 主要国における実態調査の調査項目（案）

## 1. 酒類の製造、販売に関する規制

- (1) 規制の目的・根拠・経緯
- (2) 免許（許可）の種類
- (3) 免許（許可）の付与主体
- (4) 免許（許可）の要件（付与の客体、人的・場所的・需給要件、期間等）
- (5) 規制の運用基準（条件の附かん、違反の対応等）
- (6) 規制の運用実態及びその評価（免許件数、取締機関、訴訟の有無、国民の評価等）
- (7) 今後の方向性
- (8) 飲酒に対する国民感情

## 2. 未成年者の飲酒防止対策

- (1) 規制の根拠、経緯
- (2) 法律上の飲酒開始可能年齢
- (3) 規制の運用基準（年齢確認、違反の対応、自主基準の有無・内容等）
- (4) 規制の運用実態及びその評価（取締機関、訴訟の有無、国民の評価等）
- (5) 今後の方向性

## 3. 広告規制

- (1) 規制の根拠・経緯
- (2) 規制の運用基準（酒類の種類別、媒体別、時間、違反の対応、自主基準の有無・内容等）
- (3) 規制の運用実態及びその評価（取締機関、訴訟の有無、国民の評価等）
- (4) 今後の方向性

## 4. 警告（注意）表示（未成年者、健康、妊産婦、飲酒運転等）

- (1) 規制の根拠、経緯
- (2) 規制の運用基準（酒類の種類別、広告における運用、違反の対応、自主基準の有無・内容等）
- (3) 規制の運用実態及びその評価（取締機関、訴訟の有無、国民の評価等）
- (4) 今後の方向性

## 5. その他の販売規制

- (1) 自動販売機による販売規制  
（規制の有無、販売時間、設置場所、違反の対応、実態としてない場合の理由等）
  - (2) 販売時間の規制
  - (3) 販売場所の規制（学校、医療機関、教会、公共施設等の近隣場所）
  - (4) 飲酒禁止場所の規制
  - (5) 景品付き販売に関する規制
- ※ 上記の規制についても、規制の経緯、国民の評価等の調査も実施する。

## 6. 酒類の取引実態

- (1) 流通の実態（生販三層）、販売チャネル別のシェア
- (2) 価格制度（基準販売価格等）
- (3) 公正取引に関する規制（独占禁止法等）

## 主な調査対象機関一覧（案）

## 1 アメリカ方面

## (1) ワシントン

- ① 司法省アルコールタバコ銃火器管理局  
(The Bureau of Alcohol, Tobacco, Firearms and Explosives, Department of Justice)  
アルコールに関連する犯罪を防止、摘発する機関
- ② 財務省 (Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau)  
米国内国歳入法、連邦酒類管理法の法令規則を施行する機関
- ③ SAMHSA (Substance Abuse and Mental Health Services Administration)  
未成年者の飲酒防止等に取り組む米国保険社会福祉省の機関
- ④ NPO
- ⑤ 業界団体

## (2) ニューヨーク

- ① ニューヨーク州酒類管理局 (New York State Liquor Authority)  
ニューヨーク州酒類管理法を所管する州の機関
- ② NPO
- ③ 業界団体

## (3) サクラメント、サンフランシスコ

- ① カリフォルニア州酒類管理局  
(the California Department of Alcoholic Beverage Control)  
カリフォルニア州酒類管理法を所管する州の機関
- ② NPO
- ③ 業界団体

## (4) トロント

- ① オンタリオ州酒類・ゲーム委員会 (The Alcohol and Gaming Commission of Ontario)  
酒類免許法に基づき、酒類の販売、サービス、消費を規制する州の免許付与機関
- ② オンタリオ州酒類管理委員会 (Liquor Control Board of Ontario)  
酒類小売の専売制を採っているオンタリオ州の酒類小売販売を所管する機関
- ③ NPO  
ARAPO (The Association to Reduce Alcohol Promotion in Ontario)  
アルコール広告の影響を減らすことにより公衆衛生と安全を促進するという目標を持つ  
メンバーによって構成される、州のネットワーク機関
- ④ 業界団体

## 2 ヨーロッパ方面

### (1) イギリス

- ① 文化省 (Department for Culture, Media and Sport)  
中央政府レベルで酒類免許に関する事務を担当する機関
- ② ロンドン市 (Committee of the justices)  
地域の実情や社会秩序保持の観点から、免許の数・地域分布・種類等を決定する機関
- ③ 公正取引事務所 (The Office of Fair Trading)  
公正な競争の確保、消費者保護を目的とした国家機関
- ④ NPO  
Alcohol Education and Research Council (AERC)  
アルコール問題に対する意識を増進し、社会でのアルコールに関連する害の減少を促進することを目的とする機関
- ⑤ 業界団体

### (2) フランス

- ① 保健社会保障省  
未成年者保護の観点で、政策立案を担当する機関
- ② パリ警視庁 (La Prefecture de Police)  
酒類販売免許の付与や違反行為を取り締まる機関
- ③ 経済財政産業省 (Ministère de l' Économie, des finances et de l' industrie)  
酒税確保の観点で、規制、監督を行う機関
- ④ NPO  
広告審査事務所 (Bureau de Vérification de la Publicité)  
広告の自主規制機関で、テレビ広告の事前審査機関
- ⑤ 業界団体

### (3) ドイツ

- ① 青少年保護局 (Bundesarbeitsgemeinschaft Kinder- und Jugendschutz e.V. )  
未成年者飲酒対策に取り組んでいる国の機関
- ② NPO  
ドイツ広告評議会 (German Advertising Council, Der Deutsche Werberat)  
アルコール製造業者、輸入業者組合等を構成員とする、広告の自主規制機関
- ③ 業界団体